

Title	続々フランスにおける土地所有と領主
Sub Title	Les droits seigneuriaux en France avant la Révolution
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.12 (1974. 12) ,p.1163(1)- 1177(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19741201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19741201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

続々フランスにおける土地所有と領主

渡 辺 國 廣

はしがき
領主 入会分 王
土地収用ということ
休作分と個人主義
終りに

は し が き

すでに明らかな如く、フランスでは土地について小所有という状況が続いて来た。かくなつたについては、あらゆる機会を捕え、小所有保全のための手が打たれて来たからにはほかならない。その真剣さたるや、ほとんど執念に似たものを感じさせるに十分であった。これを背後で支えて来たのが、土地については利用ということを優先させまいという思想にほかならない。かかる思想の現われようといったらしいものを、本稿では三つの点からアプローチしている。土地をめぐるのは、所有と利用と、そのいずれを前面に押出すべきか、今日わが国でも議論の大きい沸くところであるが、革命までのフランスにおいては利用ということを排し、小所有を盛立てるべく、どれだけのことがなされて来たというのであろうか。

なお本稿は、前出の二つの同名の稿との⁽¹⁾関連において書かれている。本稿を含め、これら三つの稿はまた、既出の他の二つの稿の⁽²⁾続稿ということにならう。それらを通じ私は、土地というものをどういう形でフランス経済史に登場させるのがもっとも適切で妥当か、自問自答を繰返すのである。土地といえは、ただ闇雲に、所有の両極分化を問うだけで終るものでもあるまい。

(1) それぞれ、三田学会雑誌66巻12号、67巻5号に所収。

(2) 自主地 分与地 世襲地(三田学会雑誌64巻8号所収)と、利用と所有(同64巻12号所収)の二つ。

二

冒頭の、領主 入会分 王というところでは、土地について長く続いた小所有の状況を保全のため、入会分が王の手により役立てられるという経過を扱っている。これによりわかった第一の点は、入会分を自己の所有に移してしまおうという領主の行為が、普通いわれるほどの影響力を持つものでもなかったこと。わかった第二の点は、入会分に向かった領主の所有欲をかわすべく王が、入会分の分割により小所有の創出を考えた時、これにより間違いなく起る入会分の欠落から、土地について小所有を続けて来た者の突上げが強く、ために王は入会分の分割による小所有の創出という野心を、フランス全土にまで拡充することができなかったこと。入会分と対した時、真先に王は領主の横暴を排し、なお進んで入会分を小所有創出のため活用しようとしたわけだが、ついにそれも大きな効果を残さず終っていた如くだ。以上の、第一、第二の点を裏書きするものとしてフランスでは、入会分の圧倒的部分がほとんど手の触れられないまま革命期まで存続することになった⁽¹⁾ことを挙げなければならない。豊かな入会分の存続は、小所有を続けて来た者にとり願ってもない環境であった。入会分の分割による小所有創出の方向を押さえ、入会分をほとんど無傷のまま維持できたということの背後にみるべきは、土地について小所有を続けて来た者が自分の置かれた現状に対して示した自己主張の強さといったらいいものであろう。

続く、土地収用ということの項では、土地について小所有を続けて来た者から、その土地を収用できるのは、王に限られていたということを示そうとした。しかし王が土地を無償で収用できるのは、道路整備のためということに限定されている。道路の整備といえ、全体の都合を考えてのことにはかならず、今や土地について長く小所有を続けて来た者といえども、全体の都合の前にその伝来の地位を投げ出すことをよぎなくされてしまったのだ。しかしこのことは、王の掲げる全体の都合のためなら無条件で彼が王に従うということを意味しない。道路整備のためという場合を除き、彼は土地を無償で収用しようという王に向かい、面倒な注文を提示することを忘れなかった。このため当然ながら、全体の都合を考えて動かねばという王の意欲はひどく後退することになってしまう。フランスでは土地について小所有を続ける者の前に、全体の都合がねじ伏せられることになったといっても過言ではないであろう。小所有と対した時、その自己主張の強さに王が閉口の体だっ

たということを、この項によって知ってほしい。

最後が、休作分と個人主義である。土地について小所有を続ける者にとり、彼の置かれた現状の維持のため、他人の休作分を共同利用できるということは大きな救いであった。こうした点は濃淡の差こそあれ、フランスの各所でいえる⁽²⁾。他人の休作分を共同利用できるということが前提となり、土地について小所有を続ける者は生活の安定を得、土地と対する彼の現在の関係に彼は不平を抱くこともない。こうした休作分だが、それを没にしようというのである。今や休作分を共同利用のため開放せず、休作分を所有する側がこれを全面的に利用することになったのだ。かかる形で個人主義が貫徹された時、土地について小所有を続ける側が受ける打撃は明白であろう。休作分を共同利用できないまま彼は、土地について続けて来た小所有を放棄しなければならない。そしてこれは、王がもっとも恐れる担税者の減少ということにつながっていく。かかる事態を除かんものと王は、休作分について個人主義を掲げる側の自制を願い出るのであった。休作分と個人主義の項では、王のかかる願い出の実相に触れている。自己の休作分から他人を締め出すことは、休作分に対する彼の所有を確立するものとして、王もまた一旦はこれに加担したが、その招来する結果の恐ろしさに王は狼狽の体であった。またこの項では、土地について小所有を続けた側が、休作分に対する個人主義の貫徹を主張する側に対して向けた反発についても触れている。王に対する自制要求と、小所有側からの突上げは功を奏し、革命期までのフランスにおいてついに休作分の大方は、従前通りの慣行の下に置かれるということになった。土地利用の効率を高めるため動き出した新しい方向だが、土地について長く続いた小所有の伝統の前にはいかにもちびたものにみえた。

(1) その一端を、FILHOULAUD R., *Le Partage à Titre Onéreux des biens communaux dans le ressort de la Cour d'appel de Limoges*, 1922, p. 4. にみよ。

(2) この点については、SÉE, H., *La question de la vaine pâture en France à la fin de l'Ancien régime*, *Revue d'histoire économique et sociale*, 1914, pp. 5 et suiv. が適切。くわしくは、BLOCH M., *La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIII^e siècle*, *Annales d'histoire économique et sociale*, 1930, pp. 32 et suiv. 参照。

領主 入会分 王

自治体に属し、かつその住民が共同で利用できる土地部分を入会分という。入会分が共同利用

できるということで、これから先も長く土地について小所有を続けたいと願う者の立場は強化できた。かかる入会分だが、その起源が複雑で曖昧だったことから、16世紀以降大土地所有への志向が露骨化する時代に入り、領主の絶好の餌食となった。目的達成のため領主はどんな手段に訴えてもかまわないと考え、いざという時には、領主がいない土地はないという原則すら持出すのである。こうした領主の手口に対し自治体側は強く反発した。土地について小所有という状況を末長く守りたいと願う者のため入会分はほとんど不可欠な存在であり、もともと自治体が、かかる願いを持つ者の側に立たねばならないという以上、領主による入会分の横領に対し自治体側に反発が起って当然といわなければならない。しかし領主は各所で自治体側の反発を抑え、入会分から最大限その3分の1を横領できるという勝手に出ることに成功したのだった。

かかる成功を王は暴挙とみなした。そしてこうした暴挙により王は、土地について小所有を末長く後々までも続けたいとする側に立つ自治体を受ける不利益のことをおもんばかり、入会分に対する領主の勝手を封ずるべく、乗出すことになった。入会分を不可侵なものとする王からすれば、領主が勝手に入会分のうち最大限その3分の1を召上げ得るといふことはみるにしのびない。入会分のなくなることが原因で、土地について小所有を続ける者の減少が起った時、王は担税者の減少につながるとみて、大いに落胆することになったというわけだ。現に1667年の段階では王のかかる苦悩が強く前面に打出されることになった。しかしただ王は1667年以降についてだけ、入会分から最大限その3分の1を召上げ得るといふ領主の勝手を封じようとしたに過ぎない。しかし1669年段階になると、入会分に対する果敢な領主の進出を前に王は、領主が入会分のうち最大限その3分の1まで召上げ得るといふことを公認するまでに変って来た。もはや王といえども、入会分に向かう領主の土地所有欲を引留めることができなかつたということになる。現に各所で程度の差こそあれ、入会分に対する領主の身勝手な振舞い⁽¹⁾が続いた。そしてこれは当然ながら、土地について小所有を続けて来た者を苦境に追込むことになったのだった。

ともあれ、入会分の欠落が起った。かかる傾向を促進したのも、実のところ王であった。という時、資金に困った王が、入会分から召上げた領主に向かい、彼の横領分について王のため何がしかの貨幣を差出すということと引替えに、横領分に対する所有を公認したからであった。王のため差出す貨幣の額だが、1555年以降の横領分について、1677年の段階では横領分の価値の8倍、1720年段階では6倍と指示されていた。今や何がしかの貨幣を差出すだけで、横領分について所有が正当化されるというわけだ。土地について小所有を続ける者に加担すべく自治体側に立つはずの王だったが、今や土地所有をめぐる帰趨を貨幣の力に託そうという時、いつしか王は大所有を志向する領主の側に立つことになってしまった。そしてここに、貨幣をたっぷり持つ領主がその土地所有欲を入会分に向かい炸裂させるということになっていく。こうしたなかで入会分について領主が勝手にできる3分の1という限度を越え、入会分に対する積極的な侵略に乗出す領主が現われて当然で

あろう。そしてこの事実が領主に対する自治体側の反発を深める結果になったばかりか、自治体側の王不信を招くことにもなっていたのだった。王の裏切りから入会分がなくなることに対する不安の声が各所に上った。⁽²⁾ ために王としても、局面打開の方途を考えなければならない。

(1) その一端を、SÉE H., *Les Classes rurales en Bretagne, du XVII^e siècle à la Révolution*, pp. 209 et suiv. によって知れ。

(2) 不安の声のほんの一例だが、SAGNAC et CARON, *Les Comités des droits féodaux et de législation et l'abolition du régime seigneurial (1789-1793)*, p. 142 を参看。

二

入会分について領主はかなりの勝手ができ、知られる如く、王は領主のそうした勝手を許すような態度に出た。今や土地について王は入会分を足場に、大所有を押し進めようといわんばかりであった。かかることでは、土地について小所有という現状の保全を掲げる自治体側の反発は避けられず、入会分に対する領主の勝手を許すような雰囲気なかで領主の勝手がいよいよ高じた18世紀なかばにいたり王は、入会分と対する彼の態度の変更をよぎなくされた。これまでではといえば、入会分を狙う領主の身勝手に防戦するだけの王だったが、今や入会分と対し王は一転し、土地について小所有という現状の保全のため入会分を用立てたいとする自治体側の意向を汲上げながら、さらに一步を進め、小所有の創出ということに向かい入会分を活用することを考えるにいたつたのであった。かかるため打出されたのが、入会分の分割ということであった時、その反面で間違いなく起る入会分の欠落から、土地について小所有という現状の保全のため入会分を用立てたいとする自治体側の意向を、ひょっとすると無視する結果になりはしまいか、そんなことに気づかぬほどの王ではなかつた。入会分の分割により小所有を創出すべく乗出した王だが、いろいろな局面に立たされるということになっていく。にもかかわらず王は、自治体側の王に対する不評の解消に懸命であった。

ともあれ王は、入会分について分割という。かく踏切った背後には、分割により入会分を自治体に属する誰かの所有に移すことができれば、入会分に対する領主の勝手が封じられようという期待があった。しかし王がかかる期待を持ち、入会分と対しようにも、対すべき入会分を欠くといふところも出た。ブルターニュがそれで、この界限の慣習によれば、自治体内部に所有の曖昧なまま放置されている部分はことごとく領主に属すといふ。かかる限りたとえ王といえども、こうした部分に手を触れることができなかつた。自治体に属する者で、もしかかる部分について何らかの必要を感じる者があれば、彼はこうした部分に対する彼の必要を満たすべく、領主の確認を得なければならない。だが目標達成の途上で彼は、領主側の相当程度の妨害に出会わすことになった。⁽¹⁾ 領主を避け

た場で入会分のことを考えようとした王だったが、入会分を欠くという現実の前に王は手の下し方もなかったというわけだ。入会分の分割のためには入会分があることが前提だが、この前提の欠落に王は戸惑った。入会分がなければ、入会分の分割により小所有創出のことについて考えようにも、どう振舞っていいやら、王は見当もつきかねた次第というわけだ。

これとは逆に、自治体内部で入会分の持つ比重が高い場合、王は当然のこと、入会分の分割に向かって動くことになろう。だがかかる際に王はただ、入会分の分割により小所有が創出できればどうということだけを考え、振舞えばいいというわけにはいかない。入会分の分割により小所有が創出できても、その反面できつと起る入会分の欠落から、今後とも長く土地について小所有の状況が続けたいと願う者が入会分に寄せる期待が裏切られ、ために小所有の現状が維持できなくなった者の中から起る突上げのことも考えながら王は、入会分の分割ということに向かわなければならないのである。入会分の比重がただ高いからといって、かまわずそれを分割の対象とするわけにはいかないものだ。王が入会分の分割と取組んだ時、小所有の創出と同時に、土地について小所有の状況を続けて来た者の立場の擁護、この二つを同時に満足させるということを考えなければならなかったのである。王がオーベルニュについて入会分の分割を命じた時、オーベルニュにおいてこうした二点が何とか満足させられるとみたからにはほかならない。そして王がオーベルニュについてかく見通した背後には、オーベルニュにおいて入会分の持つ比重が高いという現実認識があったのである。でも王は分割に際し、所有規模別によろうという。かかることにした以上、土地所有にいたるチャンスを広く皆のため開放すべく入会分を、小所有の創出に振向けようという王の意図は、どこかに霧散してしまったわけだ。加えて、入会分が高い比重を持つというだけで、入会分を分割してもよいという王の態度以上にオーベルニュにとり不都合なことはなかった。周知の如く、オーベルニュでは牧養に重点を置いており、このため入会分に寄せる自治体側の期待は大きかったからであった。そしてかかる期待の前に入会分を分割の対象とみる王の意向は、ここオーベルニュでも完全に封じられていく。現にオーベルニュでは王の意向に反し、入会分について分割がまれにしかみられなかった。入会分を存分に利用しながら牧養を続けようというオーベルニュ側の都合の前に、入会分の分割による小所有の創出という王の側の都合は、その実現を阻まれてしまったということだろう。入会分の比重が高い時、王はその分割により小所有を創出することに何の支障も起らないと思っただが、それはオーベルニュにおいて大きな見間違いであった⁽²⁾。これと同じ見間違いが、ロレーヌでも繰返された。ロレーヌでは牧養に重点を置いており、従って当然ながら、入会分を分割してしまおうという王の指示に対する反発は大きく、入会分といえども、これに対し王の手を触れさせまいと、自治体側は固く結束した⁽³⁾のだった。

知られる如く、入会分の分割に向かった時、王は難儀を免がれなかった。さいわい入会分について分割を指示できた場合も王は、入会分の分割により何とか小所有を創出しなければという願いを

取下げ、ひたすら入会分の分割を、土地について小所有を続けて来た者の強化のため役立てるといふだけのことで満足している。この点は、ノルマンディに対して王が入会分の分割を指示したところをみても、同様であった。ノルマンディでは入会分が乏しく、にもかかわらず王が入会分を分割しようという時、税金の額による按分比例としてしまっている。かかる限り入会分の分割があっても、これが弱者のため、土地所有にいたるチャンスにならないことは明白であった。税金の額による按分比例という分割の仕方ではただ強者が、土地集中のスピードを早めるだけのことに終わってしまおう⁽⁴⁾。こうした不始末に対する反省からか、王はリモージュ裁判区について、入会分を各戸ごとに分割するという措置に出た。もしこれがすんなり運ば、弱者もまた土地所有にいたるチャンスに恵まれましょう。しかしかかる分割措置に出るに際し王は、当然ながら起る入会分の欠落にともなう波紋についてアフターケアのことを考えざるを得なかった。考慮の末に打出されたのが、入会分から受取った時、これにより受ける恩恵の故に彼には、自治体のため何かしかを年々差出す義務が生ずるということであった。かかることでは、入会分から受取ることができたからといって、もはや誰も手放して喜ぶというわけにはいかない。受取分について長く所有を守るため彼は、負担のことを念頭に置かなければならないのである。これがわずらわしいと思った時、彼は入会分から受取ることを断念することになろう。現にこうした者が多く出た⁽⁵⁾。かかる者の多くは社会的弱者にはかならないから、入会分を小所有の創出という目的に役立てようという王の意図は、ここでも挫折することになってしまったというわけだ。土地は容易に社会的目的に流用できない。

(1) ここにまでいたる経過は、LEFEUVRE P., *Les Communes en Bretagne à la fin de l'Ancien régime*, chap. II, pp. 24-53 にくわしい。

(2) オーベルニュのことについては、TRAPENARD C., *Le Pâturage communal en Auvergne*, pp. 231 et ssq. による。

(3) この点は、SÉE, pp. 57 et suiv. から。

(4) かかる結末を、SION J., *Les Paysans de la Normandie Orientale*, pp. 202 et suiv. にみよ。

(5) FILHOULAUD R., *Le Partage des biens communaux dans le ressort de la Cour d'appel de Limoges*, p. 12.

土地収用ということ

小所有を続けて来た者の手から、一部にせよその土地を召上げなければならないという必要は、しばしば起った。かかる際の問題点は、必要を感じ召上げた側が召上げた土地について代償を支払わなければならないかどうかにある。これに決着をつけるのは、王の大きな仕事となった。とい

う時、小所有を続けて来た者の手から、何とかその土地を召上げなければならないという必要を強く感じたのは、すぐれて王自身だったからにほかならない。

今や王は土地について小所有を続けて来た者に向かい、時と場合により所有を断念してもらわなければという。土地については、小所有の状況にある者を盛立てるということを一貫して考えて来た王だったが、これでは約束が違う。かかる約束違反を帳消しにする意味でも王は、召上げた土地に対し代償を支払うべきかどうか、態度を早急に決定しなければならないのだった。必要を感じ土地を召上げた時、全体の都合のことを考えての上のことであれば、王としても代償のことなど問題にならないと思っていた如くだ。果してそんなものか。

二

道路の整備を進めたいままよく王は、土地について小所有を続けて来た者に向かい、その土地を差出すよう求めることがあった。ただし王は、まったくの無償という。王により盛立てらるべき小所有だったが、今やそうした小所有も道路の整備という全体の公共的必要性を前にして、王自身の手により切崩されるということになってしまった。かかる無理を強行するため王がいい張るところによれば、土地について小所有を続ける側がその土地を召上げられたことにより受ける迷惑など、道路の整備により多数の者が受ける莫大な利益と比較した時、物の数とも思えないということだった。土地について長く小所有の状況を続けて来たほどの者といえども、全体の必要を満すべく道路の整備に乗出した王の前に、もはやその存在を無視されたにも等しい扱いを受けることになってしまったというわけだ。全体の都合のためには個の犠牲もまたやむを得ないというのだろうか。早くもこうした方向が道路の整備ということをめぐる具体的な姿を現わし始めて来たのだった。

この線上で王はまた、軍事目的のため王が、土地について小所有を続ける者からその土地を召上げた場合のことを考えようとした。当然ながら王は、無償をいうわけだが、しかし軍事的必要に対する限りこの方針を最後まで通すことに王は、強いためらいを感じていた。軍事目的という以上、全体を考えてのことにはほかならないが、道路を整備するという場合と違い今度は、いやしくも王であれば、土地について小所有を続ける者が土地に対し抱く強い執着というものを無下に足蹴げにすることもできまいと思うのだった。そして挙句の末、召上げた土地について代償を差出すことを決意するにいたったのである。かく決意したものの王は依然として軍事目的を考えての措置なら当然のこと、全体の都合をおもんばかっての上の措置とみて、すんなりと代償を差出すことに納得することができなかったのだ。この間の事情を物語るのが、フランドルの各地で軍事目的のため収用した土地に対して王が示した態度であろう。王は最初のうち、やはり無償といった。しかしこれを改め、代償を差出すことを決意するまでにいたった。しかしその間、土地を収用した時点から、すで

に60年余を経過していた。加えて、代償として支払われる額も、見積りの3分の2にとどめようというのだ。従って、見積りいっぱいのもが支払われるのとわけが違ふ。とにかく王は出し渋った。⁽¹⁾全体の都合のことを考えて王が動いているという以上、王のため全面協力を約するのが当然であり、無償は覚悟の上だろうが、にもかかわらず代償が得られるという幸運に、王としてはむしろ感謝されて然るべきぐらいにしか思っていなかったのであろう。王は代償ということ自体にひどく不満の体だったのだ。

こうした王ではあるが、所有を続けて来た者からその土地を、干拓のため召上げようという領主をみれば、彼に向かい、召上げた分について代償を差出すことを命ずるのであった。というより、買上げを命じたということの方が当たっている。農用地拡大への要請が極度に強いきなかにあって、干拓といえば、国全体の必要とみなされて差支えなく、かかるからには無償の収用ということが許されて当然だろうが、王は領主による干拓を、そのような扱いを受けるべきものとみないわけだ。干拓に乗出した領主を王は、全体の必要のため苦勞を買って出たと考え、優遇することに難色を示したのだった。それどころか王は、干拓に向かう領主の意気を沮喪させようといわんばかりである。今や領主は干拓に多額のものを投ずるほか、干拓分の買上げのため相当額を用意しなければならなかった。かかる限り領主は干拓に向かい思うように動けない。国全体の必要を満したいと立上った領主だが、王により阻まれてしまった。ネックは、領主に対し土地収用を認めまいという王の側の横車にあったというわけだ。小所有の状況にある者からその土地を召上げるという行為を王は、王にだけ可能な行為と考えていた。

(1) それが上述した次第であるということは、DARESTE Q., *Une procédure d'expropriation pour cause d'utilité publique sous Louis XIV et Louis XV*, pp. 179 et suiv. による。

休作分と個人主義

一

18世紀のなかばともなれば、土地をめぐるその効率のいい利用法が検討され始めて来た。この過程で起った一つの問題は、自分の所有する土地とはいえ、それがフルに利用できないという慣行がまかり通っているという現実、どう対処するかということであった。土地の利用度を高めるべく、真先に決着を与えるべきは、この問題であった。今や自分の土地をフルに利用できるというのが、土地を所有する者にとり土地の効率高い利用の仕方というのである。これを別言すれば、土地の利用について個人主義を貫徹しようという態度にほかならない。

従前はどうかといえば、長く所有を続けて来た土地といえども、彼はその利用について勝手な振

舞いができなかった。この典型的な場合として、休作分を共同の放牧場のため開放するという慣行がある。他者の休作分を利用しようという人のため、今や自分の土地ながら、彼の都合が許されないということだが、果してこうした状況がどこまで続くというのであろうか。かかる反発だが、それが起ったのも、土地の利用を高めるべく、自分の所有する土地を、所有する側がフルに利用するのがいいという傾向が高まったからであった。つまり自分の土地であれば、これを自分で利用しようという主張だが、こういう主張はまた王により支持されもした。にもかかわらず王は、他者の休作分を利用することが、土地について小所有を続けて来た側にとり、いかに大きな意味を持つものであったかということも、同時に考えなければならなかったのだ。そして王のこうした躊躇に乗じ、他者の休作分を利用しながら小所有を続けて来た者の間に、他者の休作分を失うことに対する不安が高まっていった。

ともあれ他者を休作分から追落したいのだ。しかし真先に王から、次いで小所有の側から、大きなチェックを受けるということになってしまった。そしてこうしたチェックを前に、他者を休作分(1)から追落そうという野心的な動きも、ついに大きな実りを結ぶことなく終ってしまった如くだ。土地の効率高い利用を掲げて立った時、土地について長く続いた小所有がその前進を阻んだとみたい。

(1) こうした評価については、既出の Sier, Bloch のものから仰いだ。

二

すでに明白な如く、休作分についてはこれを、他者の用に供さなければならないのである。しかし18世紀の後半ともなれば、土地について所有を続けて来た者のなかに、休作分を他者の用に供するという状況を拒否し、休作分といえども、これをもっぱら自分の都合の下に組込もうという動きが現われた。もう休作分を他者の利用のため振向けたくないというわけだが、このことが、他者の休作分を利用できるということを前提に、土地について小所有を続けて来た者の保全をはかろうという旧秩序の崩壊を導くことになってしまった。旧秩序の崩壊という時、土地について小所有を続けて来た者の減少にほかならず、王はこうした事態を、担税者の減少とみて、大いに不安がるのであった。しかしかかる王でも、土地について所有を明確化するという行為それ自体に反対するわけにはいかない。休作分から他者を追落すことにより所有を明確化する行為もまた所有の維持につながるという以上、王としてもこうした行為に賛成であった。とはいえ、かかる行為がまかり通る一方で小所有を続ける者が苦しい立場に追込まれるという時、この間の調整に王は戸惑った。何とか事態を打開すべく王は画策することになったというわけだ。

今や休作分を所有する者が、彼の休作分について自己の都合を貫徹しようという。そしてこれが、土地について利用を高めることに通ずると考えられる以上、王としても休作分についてその所有者

が彼の都合を貫徹しようという動きを無下に足蹴げにするというわけにもいかないのである。現実には王は休作分から他者を追落そうという方向を支持することになった。しかし王が一途にこれを支持できたというのと違う。支持するについて、多少の限定を付していた。王は休作分をめぐる新しい方向に組しながら、なお依然として旧秩序の側に立ち、土地について小所有を続けて来た者の上をおもんばかり切なるものがあったのである。

これと関連し、たとえ王が休作分について、その所有者の都合の下に移すということを認めた場合でさえも、彼の都合の下に移せるのは、休作分の上の一番草に限ろうという。休作分から他者を追落すことに公然と同調した王だが、今や決断は鈍り、休作分の上の二番草については依然として自治体の側に属するとみるのであった。しかしこうした王でも、二番草が全面的に自治体に属するとは考えない。二番草を競売して得たうちから自治体は、3分の2を休作分の所有者のため戻さなければならぬという。⁽¹⁾休作分をめぐる新しい動きに王が同調し、これを守立てるべく実際に手を打とうにも、その機会が限られたばかりか、王は休作分をめぐる動きに同調するに際し、所有する休作分をめぐる新しい動きに出ようという者の側にばかり加担することができなかったのだ。休作分を、その所有者が自分の都合の下に組込むことにより自治体に属する圧倒的多数が受ける苦痛のことを、王は考えていた。そして王はこの苦痛に対し、ちょっぴりとはいえ同情を示すことを忘れなかった。こうした王のチェックにより、休作分をめぐる新しい動きはそうすんなり運ぶというものでもなかったのである。王の支持を得て、休作分を自己の都合の下に取込もうにも、王のふんぎりの悪さに閉口するケースも多かったというわけだ。

知られる如く、休作分を、その所有者が自己の都合の下に組込もうという時、王はこれに対し全幅の支持を与えなかった。かかる点は、休作分をめぐるその所有者が新しい動きに出た際に領主が受ける損害に対し王が示した配慮のほどからも察知できるというものだ。今や王は、休作分から他者を追落すことを認めた場合でも、追落すべき他者から領主を除くよう命令していた。王によれば、領主は依然として土地利用をめぐる従前までの慣行から大きな利益を受けるべき存在であった。そして場合により王は、従前までの慣行から領主が利益を受けるということを、領主の正当な権利とすらみなすのである。もし領主に向かい、この正当な権利を放棄してもらいたいと願いたければ、領主を締出した代償に王は、休作分についてかかることを願った者が領主のため何がしかのものを支払うよう義務づけることにしていた。そしてこの賠償額を王は、休作分の所有者が領主に対し支払っている家産税の半分に相当する額と指示するのであった。⁽²⁾休作分から領主を含めすべての他者を追落したい時、彼は追落したことにより受ける利益の一部をもって、これだけの犠牲を弁済するよう強要されることになってしまった。休作分をその所有者が自己の完全な都合の下に組込もうとした際には相当の犠牲を覚悟しなければならないのである。かかる犠牲の前に、休作分をめぐる新しい動きに出ようという者の決断は大いに鈍ることになったというわけだ。王の本音は旧秩序の維

持にあったといっても差支えないくらいだった。

休作分から他者を追落そうという意欲は18世紀なかば以降大いに高まっていった。こうした方向に王は加担したが、王はそれに一途に加担することにより小所有が抹殺されるということを捨て置くわけにもいかなかった。かかる王の意向を反映して打たれた手を以上において拾ってみた。ともあれ、土地について小所有を続けて来た者が、あれほど頼りとしていた休作分の利用ということに何らかの変更を持たむことには、いろいろな障害があったのである。

(1) こうした王の態度については、See, p. 9にも言及されている。

(2) そこまでにいたる経過を、See, pp. 11~12により知れ。

三

ともあれ王は、フランスの一部についてにせよ、休作分が、これを所有する者の手に移るよう、指示を与えたばかりだ。かかる指示に対しては、他人の休作分から締出されたことに不安を感じる者の間に、不平が高まって当然だろう。そしてこうした不平の行きつくところ、休作分を、これを所有する者が、王の指示に従い、自己の都合の下に組込むということ自体を、有名無実化できればという動きの盛上がりとなった。

かかる盛上りの一つとして注目すべき点だが、他人の休作分から締出されたことにより牧養に困難を感じる者の間で、自身の所有する土地の一部により牧草を獲得するという努力が具体化して来たことであった。しかし彼には、こうした牧草の周囲に垣を設けるほどのゆとりがない。にもかかわらず彼は、この牧草が他人に犯されてはならないものと、王の保護を申出るのであった。王はこれを受け、そうした牧草については、領主を含めいかなる他者の侵害をも封じなければとした。今や牧草を自給することで、他人の休作分から締出されたことにもなる不安を緩和しようというわけだ。しかしそれほど頼りとした牧草について、完全な防護壁を欠くということでは、かかる牧草とて、他人の休作分から締出されたことにもなる不安の緩和のため、大した足しにもならないというものだろう。という時、牧草がほとんど丸裸の状況に置かれている以上、王の指示があったにせよ、他人の侵害を排除できるというものでもないからであった。せつかくの牧草だが、これでは台無しというほかない。垣を自力で設けられない以上、王の指示も死文に等しかつたのである。⁽¹⁾

加えて、こうした牧草をめぐることは、それに対してすら、牧草自給の可能性のない者は虎視眈々であった。彼のこの態度たるや、他人の休作分から締出されたことによる犠牲が補填できれば、手段を選ばないというにも似ていた。かかる狼狽ぶりを前に王は彼のため、苦惱のうちを汲んでやらざるを得まいとの感を深くしていったのだ。そしてついに王は、牧草のうち3分の2について、収穫が終って二番芽の収穫までの間、これを、他人のため開放すべきことを指示するのである。も

し王のかかる指示に違反する者があれば、彼は自治体のため、50リーブルの罰金を支払わなければならない。⁽²⁾とにかく王は、自治体に属する誰一人も、自治体から追落したくなかった。それには自治体に属する皆のため、他人のものを共同利用できるというチャンスを広く残すのが早計と、王は考え、かかる措置に出たのだ。しかしそれすら生温いというのだろうか、他人のものを共同利用することからいささかでも締出されることに反対する声が高まっていった。王であれば、もはやこれを看過できず、二番芽についてすら、半分ないし3分の1を開放することを指示するのであった。⁽³⁾自分の土地の上のことに関する限り、自主性を打出そうにも、これに対するチェックはかなり大きなものとなって来たといわざるを得ない。

何はともあれ、他人の休作分を狙うということには阻止要因が働いた。かかるなかで、フランスの一部にせよ、自治体内の各地に出現した牧草に対し共同利用を申出て、突上げを続ける者が現われた。彼の突上げは功を奏したとみていい。その限り、休作分から締出されたことにより彼が感ずる不安は緩和されることになろう。かかる時、休作分から他人を締出そうという動きも、ついに実効のないものに終わってしまうことになるわけだ。休作分から締出すというなら、今度は他人の丹精した牧草が攻撃目標である。

(1) ここまでにいたる経過を、See, p. 19により知れ。

(2) 王のそうした出方だが、See, p. 20参看。

(3) See, p. 21に注意。

四

休作分から他人を締出すことが徹底できた時、休作分について個人主義が貫徹されたという。しかしフランスにおいては、休作分について個人主義を貫徹しようという動きがチェックされてしまった。それどころか、休作分については、旧態依然のままの状況をまかり通らせようという力が強く働き、休作分から他人を締出そうという新しい動きを封ずる作用をしていた。その一端について、今、述べたばかりだ。

ともあれ、休作分をめぐることは、旧態依然のままの状況がまかり通ることになってしまった。今や他人の休作分だが、誰にもそう不自由なく利用できるのである。このことは、土地についてかろうじて所有を続ける状況にある者にとり、どれだけ大きな救いになったことか。という時、他人の休作分でも、何とかこれを利用できることにより彼は生活のため、所有する規模の土地では満たされない部分を補充できたからである。生活を維持するに不足する規模の土地しか持たない者でも、この不足分を充足するに必要な分を他人の休作分から手取り早く見出せる時、彼が土地について続けて来た所有をあえて放棄することはあるまい。かく考えた時、他人の休作分を利用できるという

ことは、小所有の状況を広く存続させるための条件ということになろうか。しかし反面、土地について、生活のための必要を上廻るほどの規模を所有する側は、彼の休作分に対する強い風当りのために、それだけ彼の土地に対する所有は安定を欠くものになっていこうというものだ。もはや彼は大所有の構築に向かい、一步も前進することができない。ひるがえってフランスでは、小所有が温存されるということになっていく。

知られる如く、王は休作分について個人主義を貫徹しようという側の動きを、何とか守立てたいとの態度に出た如くだ。しかし他面、王はまた、休作分から追落されまいと盛んに突上げる側に組してもいた。つまり王は、大所有のため加担することも、小所有を無視することも、とにかくそのいずれに対しても深く立入ろうとしたかったというわけだ。休作分から他者を追落すべきかどうかをめぐって、王は前にしゃしゃり出ることは出たが、ついにそれについて決定的な方針を打出すこともなく終っていたのである。従ってこの問題の決着が、小所有の保全ということに役立つという形で決着をみたについては、王の発言力というよりも、18世紀のフランスをめぐる国際環境によること大きいというべきではないだろうか。

終りに

一

私はここ数年来、「フランス革命の土地問題」と題する著書をまとめるべく、仕事を進めて来た。そしてこれをまとめるに必要な程よい材料を、私の手許のノートから引出すという目的で、本誌上前後10回発表している。⁽¹⁾これら10編を手がかりに、もうしばらく検討を加えた上、上記の著書を仕上げたいと思う次第だ。かく猶予を願ったのも、本誌上、前後10回発表した分については、今みた時、私の手許のノートから必要な程よい材料を引出すという当初の目的が十分かなえられていないことに、私自身気づいたからである。私自身のうちなるものを十分に発酵させた上、今はただ、なるべく早い機会に、「フランス革命の土地問題」が上刊できればと思うばかりである。

(1) それらを列挙すれば、自主地 分与地 世襲地 (64巻8号)、利用と所有 (64巻12号)、フランス革命と地役権 (65巻5号)、フランス革命の土地所有 (65巻8号)、国有地とフランス革命 (66巻12号)、フランス革命と入会部分 (66巻8号)、フランス革命の土地問題 (66巻10号)、フランスにおける土地所有と領主 (66巻12号)、続フランスにおける土地所有と領主 (67巻5号)、続々フランスにおける土地所有と領主 (67巻12号)。

二

周知の如く、今日わが国では、土地をめぐる混沌たるカオス状況が続いている。この状況をどう考えるかについては、それこそいろいろな見方があっていいだろう。私の場合、土地をめぐる今日わが国が直面する状況を、何とか土地を所有の体系から解放し、利用の体系に送込みたいということに対応するものとみる。そして私は土地を、所有の体系から利用の体系に移すことのなかに、土地をめぐる近代というものを感ずる者だ。土地をめぐる近代を実現しようという時、どれだけのことをすべきか、今日問われているのは正にこの点であり、それに必要な指針はフランス革命のなかに見出されよう。という時、フランス革命こそ、土地をめぐる近代を実現すべく戦われたサンプル中の最たるものだったからにはかならない。私の「フランス革命の土地問題」では、こうしたサンプルについて振返ることにより、土地をめぐる今日わが国が直面するカオスに新しい展開を与えるための指針を見出せればと思う次第だ。しかしそうした実践的目的という以上に、私の「フランス革命の土地問題」では、所有ということで、何を考えたらいいいのか、そしてまた土地を利用の対象とみるという時、どんな状況をいうのか、こうした問題に対し具体的な内容を与えることを目的としている。そうした目的を掲げた理由だが、所有と利用と、経済史では自明のこととして受取られているという現実に対し、私が強い反発を感じたからにはかならない。自明のこととしてそれらに疑問をはさまないことの影響が、いかに大きかったかを、私は「フランス革命の土地問題」により示せばと思っている。

それはともかくとして、私が「フランス革命の土地問題」で狙うことは、経済史のなかに土地を持込む仕方をめぐり別の視角を打出すことにある。土地を経済史のなかに持込もうという際、これまでとはといえば、所有から締出される者に照準を合わせることに終始し、そこから一步も出ないというのが大勢であり、こうした視点を踏まえ経済史で得られる理解のほどに限界を感ずるのは、私一人だけではあるまい。私が打出するという別の視角が経済史の理解を深めるべく結構役立つということを、私の「フランス革命の土地問題」により知ってもらえれば、それこそ望外の喜びというものだろう。

(経済学部教授)